

ドイツの取組の特徴と日本への示唆

- 政党におけるクォータ制の定着 -

国立国会図書館調査及び立法考査局海外立法情報調査室 齋藤 純子

はじめに

ドイツ連邦共和国では、アメリカや北欧に比べると、伝統的な男女の役割意識や家庭の価値を重視する考え方が根強く、政策・方針決定過程への女性の参画は、なかなか進展しなかった。しかし、1987年の連邦議会議員選挙から女性議員の増加が始まり、連邦政府においても常に3人以上の女性大臣が任命されるようになった。2005年にはキリスト教民主同盟のアンゲラ・メルケル党首が連邦首相に選出され、ドイツ史上初めて女性の首相が誕生した。メルケル内閣には首相の他に5人の女性大臣が存在して閣僚の3分の1を占め、女性の政務次官は27名中10名(37%)である。また、連邦議会では現在、女性議員が3割以上を占めている。これはEU構成国の平均を上回る数値である。世界経済フォーラムの2007年のジェンダー・ギャップ指数は、調査対象128か国中で第7位(政治参加についてだけ見れば第6位)とトップクラスにある。他方で、経済界で活躍する女性のリーダーは少なく、男女の賃金格差は大きい。その他の分野での女性の参画は、政治の世界とは対照的に停滞している。

1. 政治の世界における女性の参画の進展

現在のドイツにおいて女性の参画の進展が最も顕著なのは、政治の分野である。連邦議会の女性議員は、2008年1月現在、195名で、全議員の31.8%を占める。

連邦議会の女性議員比率は開設以来1980年代後半まで30年以上、1割以下にとどまり、しかも1972年には5.8%と最低を記録した。これは戦後の高度経済成長が伝統的な性別役割意識をかえって強化したためと言われる。その後、教育改革による教育水準の向上、女性運動の活発化、緑の党のクォータ制導入(後述)の結果、女性議員の飛躍的な増加が始まるのは1987年からで、女性比率は15.4%となり初めて1割を超えた³⁹。また、1990年には2割を超え、1998年に初めて3割を超えた。今後も少なくとも3割の水準が維持されることは確実である。

また、州議会では、女性議員の比率は連邦議会より少し遅れて1990年代後半に上昇し始め、現在では一部の州議会を除き3割の水準を達成している。

³⁹ Tissy Bruns, „Ende der Schattenspiele“, *Das Parlament*, Nr.7, 12.Feb.2007.

2. 政党におけるクォータ制の導入と定着

このような女性議員の飛躍的な増加をもたらしたのは、クォータ制に象徴される政党内での取組である。各政党でクォータ制が導入されていなければ、現在のような状況を見ることは難しかっただろう。

(1) クォータ制

ここでクォータ制という用語について若干の説明をしておきたい。ドイツでは、クォータ制という語は、女性比率に関する何らかの目標値を掲げ、女性比率に直接の影響を及ぼそうとする措置の総称として用いられる。すなわち、「クォータ制」は、女性が一定の割合を占めるべきであるという主張を含意するものの、必ずしも強制割当制を言う訳ではない。したがって、拘束力のないクォータ制という表現がありうる。各党の現在のクォータ制を見ると、その強制力は様々であるし、また強制的なものであっても実際にはこの目標値が達成されていない領域も多い。ただ、何らかの数値目標を党規約に定めているという点でクォータ制と呼べるのである。

(2) 政党の配置

ドイツにおいて政党に女性のためのクォータ制の導入を促したのは、有権者をめぐる政党間の競争である。連邦議会は、1961年の選挙以降、キリスト教民主同盟(CDU)、キリスト教社会同盟(CSU)、社会民主党(SPD)、自由民主党(FDP)のみが議席を有してきた。CSUはバイエルン州のみを、CDUはそれ以外の州を地盤として棲み分ける姉妹政党であり、連邦議会では常に統一会派(CDU/CSU)を結成しているため、一つの政党のように扱われることが多い。

1983年、緑の党が連邦議会に進出し、また、東西ドイツ統一後初の1990年選挙で、東ドイツの政権党の後継である民主社会主義党(PDS)が加わり、5会派6政党の体制となった。なお、緑の党は、東ドイツで誕生した90年同盟と合同し、1993年に90年同盟・緑の党と改称している(ただし以下の記述では「緑の党」の略称を用いる)。2005年、「左翼党PDS」と改称したPDSは、旧西ドイツ地域を地盤とする「労働と社会的公正 選挙オールタナティブ(WASG)」と協力して選挙に臨み、選挙後の連邦議会で統一会派・左翼党を結成した。さらに、2007年には両党の合同により、全国政党・左翼党が発足した。左翼党は、旧東ドイツ地域で二大政党に匹敵する高い支持を得ている。

現在、連邦議会に議席を有する6政党を、その主張により、左翼から保守へと順に挙げると、左翼党、緑の党、SPD、CDU、FDP、CSUとなる。SPDとCDUは、いずれも幅広い支持層をターゲットとする国民政党であり、中道色を強めてきている。これら複数の政党は、有権者や党員を獲得しようと競争しており、女性の有権者や党員をめぐっても、特に思想的に近い政党ほど互いに強いライバル関係にある。

(3) 選挙制度

クォータ制が効果を上げることのできる前提としては、政党の統制力がある。つまり、組織としての政党の方針がどれだけ遵守されるかという問題である。女性議員を増やすという目標を掲げたとしても、それを確実に実現されなければ意味がない。

その点で、比例代表制を基本とする連邦議会の選挙制度は、政党が候補者名簿を作成し提出するのであるから、政党の統制が効きやすい。ちなみにドイツの州議会の中でバーデン・ヴュルテンベルク州議会の女性議員比率が低いのが目に付くが、これは、小選挙区で1名を選出する選挙に県単位の比例代表制の要素を加味した特殊な選挙制度を採用しているためと言われている⁴⁰。

(4) 三政党でのクォータ制導入

クォータ制は、左翼政党から保守政党へと広まっていった。クォータ制を最初に導入したのは、1986年の緑の党である。緑の党は、環境保護運動や反核運動を基盤として出発したが、女性問題への関心も深かった。緑の党の採択した「女性規約」では、選挙のための候補者名簿は男女交互とし、しかも女性に奇数順位を割り当てる(すなわち、女性、男性、女性、男性・・・となる)ことを定めた。男女同数を目指す50%のクォータ制である。

この動きに押されるようにして、緑の党のすぐ右に位置するSPDが1988年の党大会でクォータ制の導入を決定した。党内では1972年に女性組織として結成された社会民主女性連盟(ASF)が、早くも1977年にクォータ制の導入を正式に要求し、女性問題について党に圧力をかけ続けていたのであるが、緑の党に先を越されてしまうことになり、緑の党に女性票を奪われるおそれがあった。SPDが組織規約の改正によって導入したクォータ制は、男女いずれも一定比率以上を占めなければならないとするもので、選挙の候補者名簿についての目標値は40%とするが、導入は段階的に行う(1990年から25%、1994年から33%、1998年から40%)ものとし、2013年末までの時限措置とされた⁴¹。

CDUでも、SPDがクォータ制を導入したのと同じ1988年に、少なくとも女性党員比率に応じて女性候補者が名簿に登載されるようにすることがガイドラインとして定められたが、拘束力がなかったため効果を上げることができなかった。主婦を中心とする女性層は従来CDUの安定的な支持基盤を形成していたが、生活様式が変化するに連れて、CDUは特に若

⁴⁰ SPD, *Gleichstellungsbericht*, Bundesparteitag der SPD in Hamburg 26. bis 28. Oktober 2007, S.2-3 による。同州の州議会選挙法によれば、各政党は70の小選挙区ごとに候補者及び代理候補者を提案し、統一的な候補者名簿は作成しない。有権者は小選挙区の候補者に1票を投じ、多数を獲得した者が当選者となるが、この投票は集計され、これをもとに総議席120が各党に対し4の県ごとに配分される。配分された議席数が小選挙区の当選者数を上回る場合には、候補者の得票順にその代理候補者が補充して当選とされる。地域に密着した政治家でなければ候補者になるのが難しく、女性や専門家には不利と言われている。Gisela Riescher/Bernt Gebauer, „Der baden-württembergische Landtag“, in: Siegfried Mielke/Werner Reutter(Hrsg.), *Länderparlamentarismus in Deutschland*, Geschichte-Struktur-Funktion, 2004, SS.61-63 参照。

⁴¹ Regina Lang, *Frauenquoten : Der einen Freund, des anderen Leid*, 1989, S.99-103 による。ただし、現行の組織規約(2005年11月16日現在)には、時限措置とする旨の規定はない。

い女性有権者の支持を得られなくなっていた。緑の党と SPD が女性議員を着実に増加させるなかで、CDU もこのような状況に対する危機感からクォータ制の導入を真剣に検討せざるを得なくなる。1996 年の党大会でついに、CDU でも、候補者名簿について 33% のクォータ制が正式に導入された。すなわち、党規約に「第 15 条 女性と男性の平等」が新設され、各レベルの党機関は党内における男女の法的かつ実際上の平等を実現する義務を負うこと、具体的には、党の役職・公職の少なくとも 1/3 は女性とすること、また、そのための手続が定められた。CDU のクォータ制は、クォータ制に対する保守層の反発を考慮して「クォールム制」と称し、また、基準が達成されていなくとも一度のやり直しで投票結果を認めるなど強制力が弱いという欠点があるが、実質的にはクォータ制と同じである。この規定は当初 5 年間の時限規定とされたが、2001 年末の失効を定める項を削除することが 2001 年の党大会で決定され、以後、期限を定めずに適用されることとなった⁴²。クォールム制は実際に運用できることはわかったものの、満足できる成果はまだ達成されていないという理由による。クォールム制は、導入時にはあくまでも試行と位置づけられ暫定性が強調されていたが、長期的に男女平等を実現する手段として確立した。同党のメームケス国際局長によれば、党規約に規定されたことにより、党内でクォールム制は当然のものを受けとめられるようになったという⁴³。

SPD と CDU という二大政党がクォータ制を導入したことによって、連邦議会で女性議員の比率が 3 割を超える道が開かれた。

(5) その他の政党とクォータ制

以上の 3 党の他に、左翼党が 50% のクォータを導入している。前身の PDS が 1990 年に民主社会主義党から改称して新政党として発足したときにその革新性の象徴としてクォータ制を採用し、その後の WASG との合同の際にも抵抗があったにもかかわらず党のアイデンティティとして維持してきた⁴⁴。左翼党の連邦規約の「第 10 条女性の民主主義」には、「党内における女性の政治的意思形成を積極的に促進しなければならない」こと、「女性が差別されることもその政治活動を妨げられることもないこと」を党の目標とし、具体的措置として、党の組織の選挙の際には基本的には半分以上女性を選出しなければならないこと、議員の候補者を決定するときは半分以上が女性となるよう努力しなければならないこと、候補者名簿を作成するときは、1 位及び 2 位のいずれかと、3 位以下の奇数順位を女性に割り当てることが定められている。

現在、連邦議会で議席を有する政党で、クォータ制を導入していないのは、リベラリズムを標榜する FDP と保守的なバイエルン州を地盤とする CSU の 2 党のみである。

FDP の党員の女性比率は全体で 23% に過ぎず、男性中心の政党と見られている。それでも 2006 年には連邦役員会で「FDP 内の女性の地位向上」という決議が採択された。この決

⁴² Änderung des Satzungsrechtes: Beschlüsse des 14. Parteitag der CDU Deutschlands, „Fortführung des Frauenquorums“.

⁴³ 同党本部メームケス(Möhmkes)国際局長からのヒアリング(2007年11月29日)による。

⁴⁴ 同党本部女性問題担当フォルデンボイメン(Vordenbäumen)氏からのヒアリング(2007年11月30日)による。

議では、党内の指導的地位の女性比率を高めるために中期的に女性党員の比率を向上させるとして、そのために、特に女性固有の問題に焦点を合わせた党员アンケートの実施、女性を対象とするメンタリング・プログラム（後述）に対する支援等の具体的措置を定めている。最近では、強制的なクォータ制は相変わらず拒否するものの、目標としての 30%のクォータ制を導入するよう党規約の改正を求める動きもある⁴⁵。

CSU においても、同党の女性組織は、政治の世界で女性が指導的な地位につくことを要求しており、具体的には、地方自治体選挙の候補者名簿において 10 名を単位とするブロックごとに 4 人以上を女性とするよう主張している。固定的なクォータ制でなく「最適な選挙機会」の問題であると説明している⁴⁶が、目標としての 40%のクォータ制と呼べないこともない。

（ 6 ）クォータ制の意義

ドイツでは、政党の党员数は 1990 年以降減少傾向にある⁴⁷。市民が政党活動への参加に消極的になる中で、各政党は女性票の行方にますます無関心ではいられない状況となっている。実際のところ、女性は有権者全体の 52%を占めており多数派である。「どの政党も、世の中での好ましいイメージを維持するために、女性政治家を指導的地位につけるよう気を配らなければならない⁴⁸」。クォータ制は、各政党が女性の有権者・党员の獲得をめぐる競争を繰り広げる中で導入されてきた。女性票や活動家としての女性が価値を持つ、女性にとっては好運な政党間競争の構図があったということになる。

各党の女性党员比率、連邦議会の女性議員比率、目標としている女性比率をまとめたのが以下の表である。左翼政党ほど女性の参画に関心が強く、女性党员比率、クォータ制の目標値、連邦議会議員の女性比率もおおむね左翼政党ほど高くなっている。クォータ制の目標値は、いずれの党でも党员の女性比率よりも高く設定されている。このことは、クォータ制が、単に党员の女性比率に相応する女性比率の実現を目指すものでなく、政治における代表は、国民・有権者を代表するものでなければならないという考え方に基づいていることを示している。政党は男女平等代表を実現するためのチャネルなのである。

しかし、クォータ制を導入している政党であっても、緑の党を除けば、それぞれの連邦議会の女性議員比率は、目標とする女性比率に達していない。クォータ制が定着したと言っても、クォータ制を導入している政党が、導入していない政党と合同した際（例えば、緑の党と 90 年同盟との合同、左翼党と WASP との合同）には、導入していない政党から強い抵抗を受けて、一定期間適用を免除している。このようなことから、クォータ制を規約に明記しておくことには意味があり、クォータ制は今後も維持していく必要がある。

⁴⁵ 同党の女性政策担当イナ・レンケ(Ina Lenke)連邦議会議員からのヒアリング(2007 年 11 月 30 日)による。

⁴⁶ “ Mehr Frauen in politischen Führungsämter ”, *Infodienst*(Frauen-Union der CSU), Jan. 2007.

⁴⁷ 連邦議会に議席を有する政党の党员数の合計は、1990 年には 200 万を超えていたが、以後減少を続け、2006 年には 150 万人を割り込んでいる。Oskar Niedermayer, “ Parteimitgliedschaften im Jahr 2006 ”, *Zeitschrift für Parlamentsfragen*, 38. Jg. H.2, 2007, S.370 参照。

⁴⁸ Mim Kelber (Ed.), *Women and Government, New Ways to Political Power*, 1994, p.178.

図表 2-25 各政党の女性比率・連邦議会議員の女性比率・クォータ制の目標値

政党	左翼党	緑の党	SPD	CDU	FDP	CSU
党員	44.9%(2005)	37%(2006)	30.7%(2006)	25.3%(2006)	23.0%(2006)	18.4%(2006)
	41.0%(2006)	暫定値	30.0%(2006)	25.0%(2006)	23.0%(2006)	18.0%(2006)
	39%(2007)*	37.0%(2006)	30.7%(2006)*	25.4%(2007)*	23.0%(2006)*	
連邦議会議員 (2005)	48.1%	56.9%	35.6%	21.1%	24.6%	15.2%
目標値	50%	50%	40%	33%	(30%)	

(出所)党員(1段目): Oskar Niedermayer, "Parteimitgliedschaften im Jahr 2006", Zeitschrift für Parlamentsfragen, 38. Jg. H.2, 2007, S.373. 党員(2段目): Die LINKE Bundesgeschäftsstelle-Bereich Parteientwicklung, Frauenanteil in den Parteien(2006). 党員(*): 各党資料。連邦議会議員: Der Bundeswahlleiter, "Gewählte nach Alter, Geschlecht und Partei", Endgültiges Ergebnis der Bundestagswahl 2005.

3. 女性の参画を推進するその他の機構と取組

クォータ制の普及を可能にした条件としては、このように政党間の競争という外部状況が大きかったが、これを支える党内の機構や仕組みもあった。また、実際に女性の参画をさらに進めるために党内ではクォータの他に様々な取組が行われている。

(1) 政党の女性組織

各政党にはそれぞれ女性を結集した組織が存在し、党内の女性の権利を擁護するために活動している。

「女性同盟(FU)」

CDUの女性党員であれば自動的に加入する、女性党員のためのロビー組織。会員15万人。雑誌『Frau & Politik(女性と政治)』を刊行。女性の就業率の上昇に伴い有職会員が増加し、次第に政治的な性格を強めてきたと言われる。

2005年の連邦代議員大会では、「男女は同権である、基本法第3条を実現する - ドイツのチャンスを利用する」という決議を採択し、党員の女性比率の伸び悩みや党役職・議席の女性比率の低さを指摘した上で、クォールム制の維持と適用の徹底を要求した。決議は、クォールム制に関するパンフレットの作成、「女性報告」(後述)の「男女平等報告」への発展、初の女性党員募集キャンペーンの実施という具体的成果につながった。『キリスト教民主同盟における女性クォールム - 決定、発展及び任務』⁴⁹と題するこのパンフレットには、クォールム制に関するQ&A、クォールム制違反についての苦情申立てを受け付ける法律顧問の連絡先等が掲載されている。なお、違反があった場合、法律顧問が幹事長に報告し、幹事長は党大会への報告に記載するこ

⁴⁹ CDU-Bundesgeschäftsstelle, Das Frauenquorum in der CDU, Beschluss, Entwicklung und Auftrag.

とになっている。

「社会民主主義女性連盟（ASF）」

SPD の女性組織。社会民主党員の女性は全員加入する。会員 17 万人。

「自由女性連邦組織」

FDP の女性組織。同党と競争する政治組織のメンバーでない限り党員でなくても加入できる⁵⁰。会員 10 万人。

「CSU 女性同盟」

CSU の女性のためのロビー。党員でなくても加入できる。会員 2 万 7000 人。

「左翼党女性の左翼社会主義連盟（Lisa）」

左翼党の自律的な女性組織。党員でなくても加入できる。すべての社会領域への女性の同権の参加を要求すること、左翼党の全役職及び議席について 50%以上のクォータを実現することも目的としている。

このほか、緑の党には、女性政策に関する党の最高機関として「連邦女性評議会」が設置されており、下部組織から選出された評議員約 50 名で構成される。これは、党のメインルートの政策決定機関であり、上の 5 組織とはやや性格を異にする。

CSU 女性同盟と Lisa を除く女性組織はいずれもドイツ女性評議会の加盟団体である。ドイツ女性評議会には、連邦レベルの 54 の女性団体が加盟しており、政治に対し女性の利益を結集して発言する女性のためのロビーの役割を果たしている。ドイツ女性評議会には、連邦青少年女性家庭高齢者省から年間約 52 万ユーロの補助金が交付され、これによってその予算の 9 割が賄われている⁵¹。

（ 2 ） 党内の男女平等に関する報告

最初に FDP が、1987 年採択の「女性の地位向上計画」に基づいて、党内の女性の状況に関する年次報告を作成した。これに続いて他の政党も同様の報告書を作成するようになっ

⁵⁰ Satzung der LIBERALEN FRAUEN e.V.参照。

⁵¹ Bundesministerium für Finanz, Abteilung II, *Auszug aus dem Bundeshaushaltsplan 2008* による。

た⁵²。CDU と SPD の二大政党はそれぞれ、党内の男女平等に関する詳細な報告を党大会に提出している。

CDU「女性と男性の政治的平等についての報告」(2007年12月)

これまで「女性報告」として党大会に提出されていたが、「女性と男性の政治的平等についての報告」に改称され、党大会に報告された。ポファラ幹事長は、その序言において「我々の政策の形成への女性の同権の参加は、キリスト教民主黨員としての我々の自己理解に属する」とし、「女性クォールム制の導入は正しかった」と述べている。しかし完全に満足できる状況ではないので、「女性が党役職及び公職の候補者として1/3以上を占める」という原則があらゆるところで日常的な当然のことになるよう努力しようと呼びかけている。

この報告書に沿って具体的に党内での女性の状況を見てみよう。女性黨員数は2007年9月現在、13万7,000人で、全体の25.4%を占める。この比率は過去16年間ほとんど変わっていない。連邦組織の女性比率は、幹部会(14名)で35.7%、連邦役員会(39名)で48.7%、連邦党大会の代議員(1,001名)で32.3%を達成している。連邦議会議員の女性比率は、クォールム制導入後も直ちには上昇せず、2003年に始めて2割を超えたが、2007年現在でも21.1%で、まだ目標値の33%には到達していない。また、同党では連邦議会で6の委員長ポストを握っているが、女性の委員長は1人もいない。

州組織の女性比率及び州議会議員の女性比率は、州によって大きく異なる。問題点として、女性は、小選挙区の候補者になりにくいことが指摘されている。州幹部会の女性比率もばらつきがあるが、おおむね議員の女性比率より高い。市町村議会議員の女性比率は、2州で3割を超えているが、2割程度の州が多い。報告書では、個々の州や組織の名称を挙げて現状分析がなされており、女性比率の低い組織として名指しされることはプレッシャーになると思われる。

SPD「平等報告書」(2007年10月)35頁

社会民主党では、社会民主女性連盟(ASF)の議長が党内の男女平等の状況を2年に1度党大会に報告する。2007年の党大会への報告書によって、同党の状況を見てみたい。

1990年には90万人を超えていた黨員数は2006年末には56万人まで落ち込んだ。女性黨員数も減少しているが、黨員の女性比率は微増傾向にあり、2006年末には31%となっている。女性黨員比率は、州・地域組織ごとに約24%から34%までばらつきが大きい。党役員会(45名)の女性比率は2005年の党大会以降40%と、クォータ制の目標値が達成されている。しかしフェルナー議長は「同数(Parität)という目標をさらに追求する」とコメントしている。幹部会(13名)の女性比率は46%、さらに主要幹部(8名)に限れば男女同数が実現されている。州組織及び地域組織の代表で構成される党評議会(110名)

⁵² Kittilson, p.95.

では 44.5%の女性比率を達成している。連邦党大会の代議員の女性比率は、1990 年以降ずっと 40%を超えている。

社会民主党内には様々な作業部会、委員会、フォーラムなどがあるが、その女性比率は組織によって大きく異なる。例えば、子ども・青少年・家族フォーラムの女性比率が 65%であるのに対し、経済フォーラムの女性比率は 3.8%にとどまる。これについてフェルナー議長は、党内組織においても構成員の選任の際にテーマに関する性別分離の傾向が強く見られることを指摘している。州・地域組織では、22 組織のうち 18 組織の役員会が女性比率 40%を達成している。しかし、下位の組織ほど女性の参画が少なくなる傾向がある。

公職について見ると、連邦議会の社会民主党議員の女性比率はクォータ制導入前の 1987 年の選挙後は 16.1%に過ぎなかったが、1990 年の選挙後は 27.2%となって、25%の目標値を達成し、1998 年の選挙後には 34.1%となり、33%の目標値を達成し、クォータ制導入の効果が明白である。しかし、1994 年からの目標値 40%は未だ達成されておらず、2005 年の選挙後の女性比率も 36%にとどまる。同党は連邦議会で 8 の委員長ポストを有しており、うち 6 委員会は女性議員が委員長を務める。ただし、所属委員会には偏りがあり、委員会の女性比率は旅行委員会の 66.7%から内務委員会の 7.7%までその幅は大きい。

州議会議員では、州により 46%から 26%まで大きな幅がある。フェルナー議長はかなりの州で選挙法が妨げとなっていることは無視できないとし、前述のバーデン・ヴュルテンベルク州の例を挙げている。地方自治体議会の女性議員比率は、全体では 28.8%であるが、自治体の規模による相違が大きく、小さな自治体ほど女性比率が低くなっている。

総括として、フェルナー議長は、クォータ制導入後 20 年近くが経つが、男女の同権の参加は持続的には実現していないとして、クォータ制の規定を規約に継続して置き、遵守しなければならないと述べている。ここでも、クォータ制は暫定的でなく長期に取り組む必要があるとの認識が示されている。

(3) 発言に関するクォータ制

会議において女性の発言権を確保するために、左翼党は、党の大会や委員会では男女が交代で発言することを連邦規約に定めている。また、緑の党も、大会における発言者名簿は男女別に作成し、発言者はこの名簿から交互に指名することを女性規約に定めている。

(4) 女性党員獲得キャンペーン

CDU は、女性同盟と共同で、女性党員獲得キャンペーン「女性は勝つ。女性なしでは何も進まない」を行っている。同党がターゲットを女性に絞ったキャンペーンを行うのは初めてだという。女性党員の獲得に特に成果を上げた郡組織を表彰する制度も新設された。

(5) メンタリング・プログラム

クォータ制を活かすためには女性人材の確保が重要となる。各政党では、女性政治家の養成のためにメンタリング・プログラムを実施している。メンタリングとは、経験のある政治家をメンター、未経験な人をメンティーとしてペアを組ませ、メンティーに対し政治家の経験を伝え日々の活動を一緒に体験させるなど個別的な指導を行うと共に、能力開発のための研修に参加させるプログラムである。特に女性をターゲットとするプログラムでは、女性の人的ネットワークを強化することも狙いとしている。

緑の党は、1999年にヨーロッパで最初に政党内部でのメンタリング・プログラムを始めた政党である。現在もいくつかの州組織で実施されているが、2008年に連邦党組織が新しいメンタリング・プログラムの指針を提示し、全地方組織に取組を呼びかけている⁵³。

SPDでは、2005年から2006年にかけて、ASFと青年組織が共同で連邦レベルのメンタリング・プロジェクトを実施した。対象者は、まだ議員になっていない若い女性党員である。参加した25組のうち21組が修了し、参加者の8割以上が「もう一度やりたい」とポジティブに評価した。これまでに複数の州・地域組織でメンタリング・プログラムが実施されている。

CDUでは、女性同盟が任命したメンタリング担当者がメンタリング・プログラムの開発を行った。このプログラムでは、女性であれば党員に限らず誰でもメンティーに応募できる。プログラムの内容には、高いポストにある政治家との懇談、またメンティーの能力開発のための自己表現・時間管理等の研修も含まれる。実際にプログラムを実施するのは各州組織・郡組織である。複数の州組織が取組を開始し、すでに110組が誕生している⁵⁴。

FDPでは、男女共に対象とするメンタリング・プログラムを実施してきたが、2007年12月には、「トップ - 後継者 - 才能」という新しいメンタリング・プログラムを開始することを連邦役員会が決定した。期間は9か月で、当初の段階では女性のみを受け入れる⁵⁵。CSUは、クォータ制よりも後継者の育成を重視しており、熱心に取り組んでいる地方組織がある。左翼党でも若い女性を対象に州組織がメンタリング・プログラムを実施している。

(6) 保育の提供

女性のみを対象にする措置ではないが、緑の党は、党の催しの際の保育の提供、党の役職に就いた人への保育費用の支給について女性規約の付録に定めている。また、左翼党も、連邦レベルの政治的催しや委員会の際に保育を提供することを連邦規約に定めている。

⁵³ 緑の党のウェブサイト (<http://www.gruene.de/>) 掲載の“Mentoring”による。

⁵⁴ 女性同盟の2007年連邦代議員大会でのベーマー女性同盟議長の演説による。“Frauen gestalten Zukunft”, *Frau&Politik*, 06/2007, S.10.

⁵⁵ Beschluss des Bundesvorstandes der FDP, Berlin, 10. Dezember 2007, “Das Mentoring-Programm der FDP „Top-Nachwuchs-Talent“ ”による。

4. 問題点と今後の課題

連邦議会では女性議員の比率が3割を超えたが、男女同数にはなっていない。停滞の原因は、まず、小選挙区の候補者擁立の際に必ずしもクォータ制が適用されないことにある。女性は（当選の確実な）小選挙区の候補者になりにくい。また、量的な平等が達成されているように見えても、女性の就いているポストが補助的なポストでないか、あるいは重要度の低い政策分野ではないかなど、質的な平等が達成されているかを吟味することも必要である。女性の就くポストに「副」の付く補佐的ポストが多いことも指摘されている。

地方組織の役職・地方自治体の公職は女性比率が低く、小規模な自治体ほど女性の参画が遅れている。地方自治体レベルの女性政治家が少ない問題は、連邦女性省も認識しており、2007年には研究プロジェクト「地方自治体政治への女性参加の強化」を委託し、取組を予定している。ドイツの政治家は、地方組織・地方自治体から州組織・州議会、さらに連邦組織・連邦議会へと経験を積んでいくのが通常であるため、入口での女性比率の低さは、最終的には連邦レベルでの女性比率の頭打ちにもつながると考えられる。

女性議員をあらゆるレベルでさらに増加させるためには、その基盤として、より多くの女性党員を育成することが必要である。しかし、女性党員比率の低さは、女性が家庭責任をより多く背負っていることと関係している。政治の分野での女性の参画の進展を妨げる要因は、実は、職業生活などその他の分野で女性の参画の進展を妨げている要因と同じである。女性が活動しやすい政治スタイル、組織、タイムスケジュール等の提供など、将来的には、政治文化そのものの変革が求められることとなる⁵⁶。

5. 日本への示唆

ドイツにおいて女性議員の飛躍的な増加をもたらしたのは、クォータ制に象徴される政党内での取組である。比例代表制を基本とする選挙制度のもとで政党中心の選挙が行われる場合には、各政党が候補者名簿についてクォータ制を導入することはきわめて効果的である。ドイツでは、女性団体の活発な活動もあって、女性の要求が形成され、政党が女性を有権者として意識せざるを得なくなり、激しい政党間競争のなかで競ってクォータ制を導入していった。このようにクォータ制の導入が政党によって検討されるには、まず女性の置かれている固有の状況に一層目が向けられ、女性の過少代表の現状が問題として可視化される必要があるだろう。

しかし、ドイツにおいても、女性議員の増加には頭打ちの傾向が見られる。これを打破するために各政党内で女性党員・女性活動家という裾野を広げる努力が行われている。同時に、女性の参画を妨げている社会の仕組みそのものにも批判が向けられている。これは、ドイツでは政治の世界以外の分野において女性の参画を停滞させている要因でもある。こうして、結局のところ、両立支援の課題、社会の指導的文化の変革の問題に行き着くので

⁵⁶ このような視点を提示する論文としては、Joanna McKay, “Women Mps and the Socio-Environmental Preconditions for Political Participation in the Federal Republic”, *German Politics*, Vol.16, No.3, Sept. 2007, pp.379-390; Louise K. Davidson-Schmich, “Ahead of Her Time: Eva Kolinsky and the Limits of German Gender Quotas”, *op. cit.*, pp.391-407 などがある。

ある。日本より先行するドイツの努力から学ぶべきことは多い。